

土木管理課

議案第36号 港区立公園条例等の一部を改正する条例について

資料一覧

資料名	ページ
港区立公園条例等の一部を改正する条例について	1
公園まちづくり制度について	2
公園まちづくり制度による公園・緑地等計画図	3
都市計画公園変更図書	4
公園計画概要図	5
港区立公園条例新旧対照表	6～7

## 港区立公園条例等の一部を改正する条例について

### 1 改正内容

- (1) 別表第一（第三条関係）中に、江戸見坂公園に関する項目（名称・位置）を追加します。
- (2) 付則第3項中の平成32年3月31日を令和2年3月31日に改正します。

### 2 改正理由

- (1) 公園まちづくり制度により、江戸見坂公園を新たに設置するものです。
- (2) 改元に伴い、改元日以降の年の表示を「平成」としているものを「令和」に改めるものです。

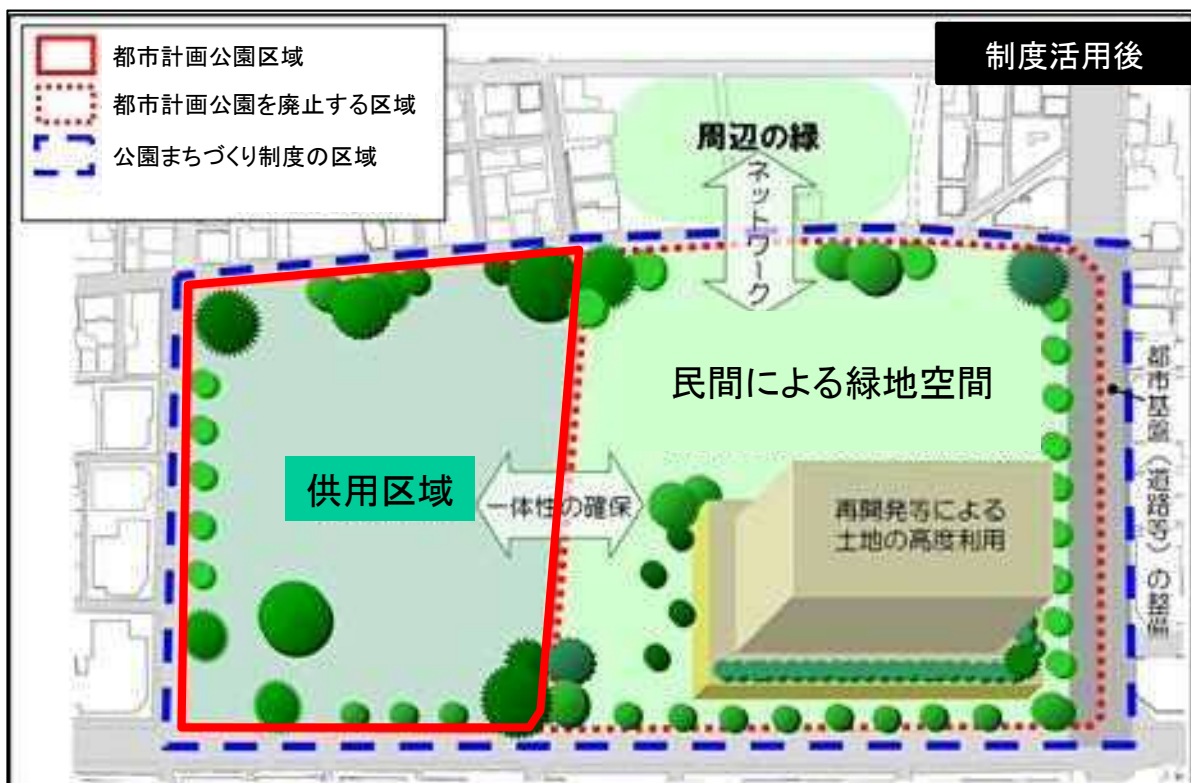
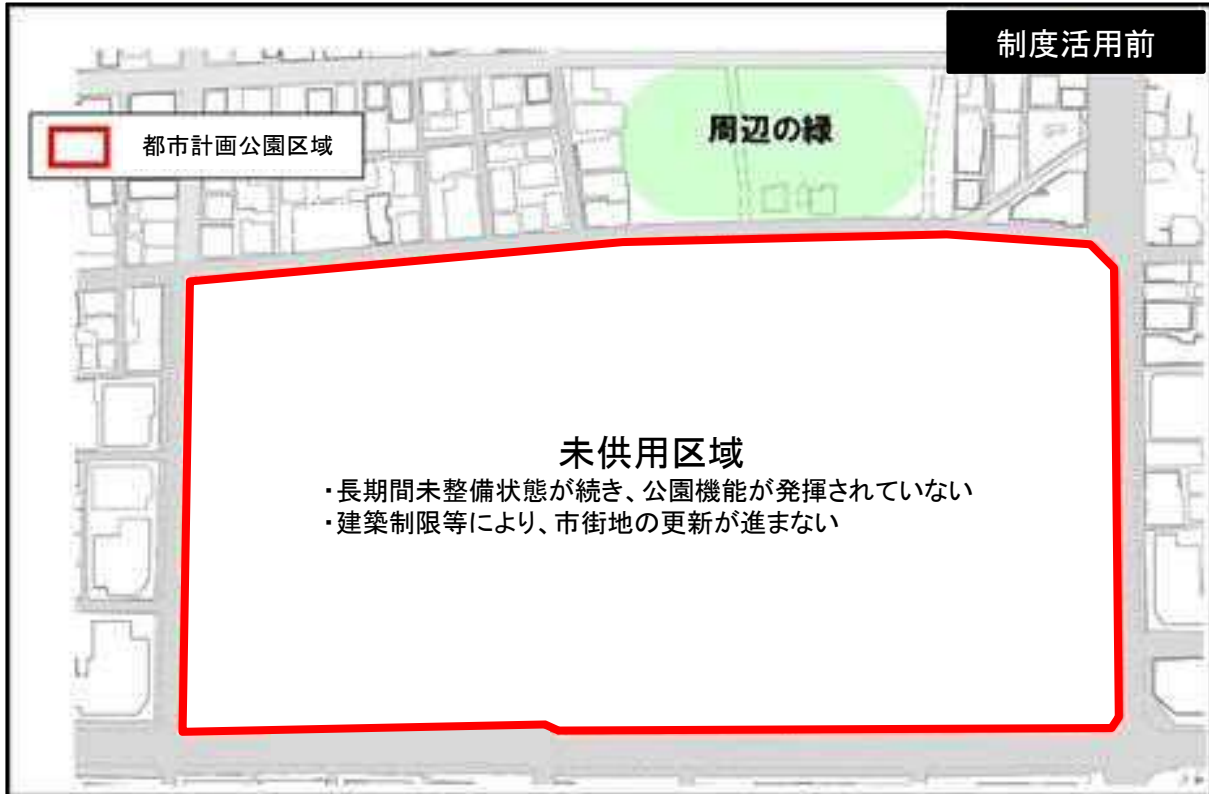
### 3 施行期日

- (1) 江戸見坂公園の設置については、区規則で定める日から施行します。  
(令和元年7月26日予定)
- (2) 改元に伴う年の表示については、公布の日とします。

# 公園まちづくり制度について

公園まちづくり制度は、民間による緑地空間を一定規模以上担保することを条件に、都市計画公園の区域を変更し、開発と連携したまちづくりの中で、公園を確保し、にぎわいの創出を図るための制度です。

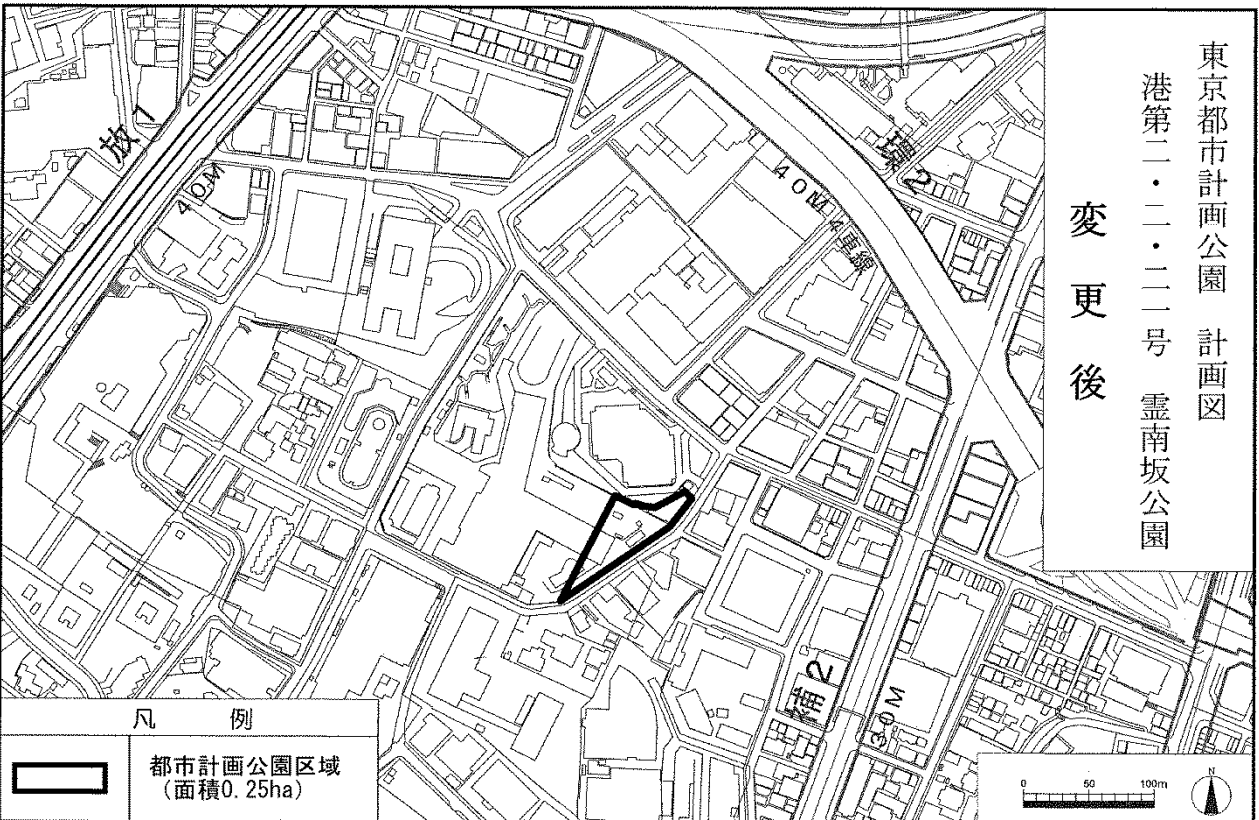
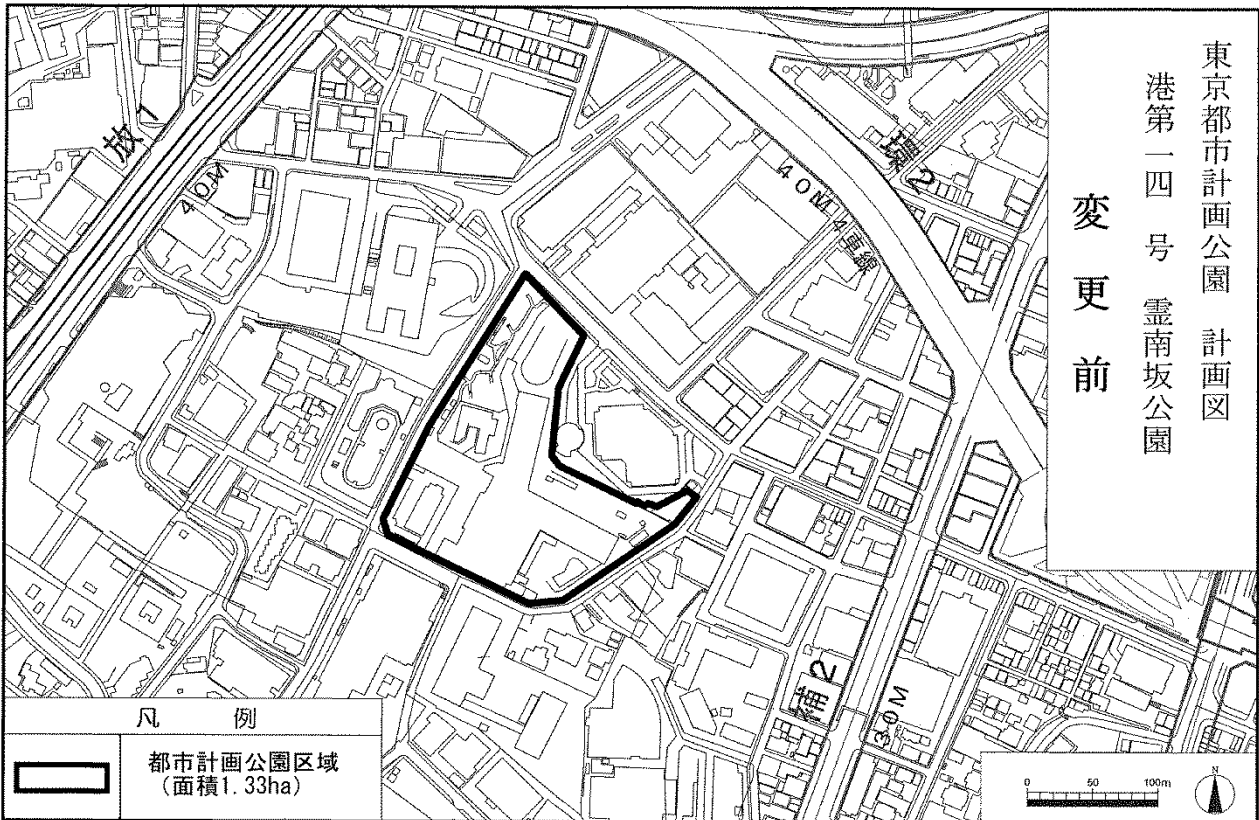
## 制度活用のイメージ



# 公園まちづくり制度による公園・緑地等計画図



# 都市計画公園変更図書

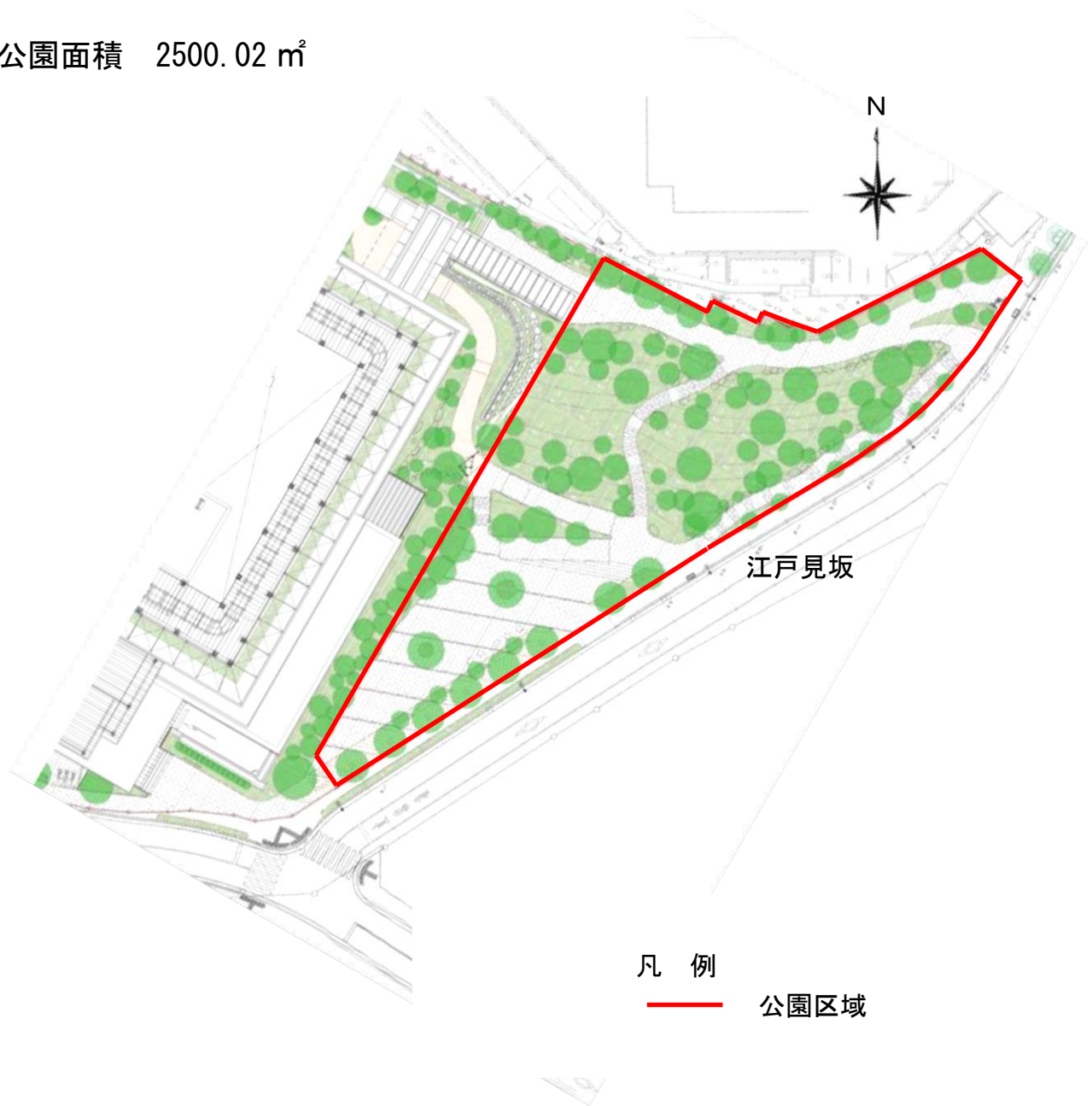


# 公園計画概要図

公園名称 江戸見坂公園

所在地 港区虎ノ門2丁目10番2号

公園面積 2500.02 m<sup>2</sup>



港区立公園条例新旧対照表（第一条関係）

改正案

現行

（前略）

（前略）

別表第一（第三条関係）

別表第一（第三条関係）

名称	位置
本芝公園く芝公園	（略）
江戸見坂公園	東京都港区虎ノ門二丁目十番二号
狸穴公園くお台場レインボー公園	（略）

名称	位置
本芝公園く芝公園	（略）
狸穴公園くお台場レインボー公園	（略）

（後略）

（後略）

付則

この条例は、区規則で定める日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から施行する。

港区立公園条例の一部を改正する条例（平成三十一年港区条例第四号）新旧対照表（第二条関係）

改正案	現行
<p>（前略）</p> <p>付則</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 この条例による改正後の港区立公園条例第十六条の規定にかかわらず、平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日までの間に公園を占有する者からは、付則別表第一及び付則別表第二の範囲内において区規則で定める占有料を徴収するものとする。</p> <p>（後略）</p> <p>付則</p> <p>この条例は、区規則で定める日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から施行する。</p>	<p>（前略）</p> <p>付則</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 この条例による改正後の港区立公園条例第十六条の規定にかかわらず、平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間に公園を占有する者からは、付則別表第一及び付則別表第二の範囲内において区規則で定める占有料を徴収するものとする。</p> <p>（後略）</p>